

## 三次市教育奨学金貸付審査会委員名簿

所 属	氏 名	規則第3条	委 嘱 年 月 日	備 考
三次市教育委員会委員長	沖 田 稔	第 1 号	自:平成22年2月9日	
広島県立三次高等学校長	梶 原 督 三	第 2 号	自:平成22年5月 日 (審査会開催日)	(前任委員) 田邊康嗣
広島県立三次青陵高等学校長	柏 原 眞 治		自:平成19年6月8日	
広島県立日彰館高等学校長	三 宅 康 生		自:平成18年6月14日	
三次市立和田小学校長	中 菊 薫	第 3 号	自:平成22年5月 日 (審査会開催日)	(前任委員) 清水洋后
三次市立布野中学校長	高 松 幸 治	第 4 号	自:平成22年5月 日 (審査会開催日)	(前任委員) 山本考和
三次市教育委員会教育長	児 玉 一 基	第 5 号	自:平成20年7月3日	
三次市立吉舎中学校長	前 田 篤 秀	第 6 号	自:平成20年7月3日	

上記第2号委員として梶原氏を、第3号委員として中菊氏を、第4号委員として高松氏をそれぞれ三次市教育奨学金貸付審査会委員に委嘱するものです。

### 三次市教育奨学基金貸付条例施行規則（抜粋）

#### （審査会の構成）

第3条 審査会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 教育委員会委員長
- (2) 市内高等学校長
- (3) 小学校長を代表する者
- (4) 中学校長を代表する者
- (5) 教育委員会教育長
- (6) 学識経験者

2 委員の任期は、当該職に在任する期間とする。

### 三次市教育委員会に対する事務委任規則（抜粋）

#### （教育委員会への委任）

第2条 教育委員会所掌に係る事項に関する次に係る事項については、教育委員会に委任する。

- (11) 三次市教育奨学基金事業に関すること

### 三次市教育長に対する事務委任規則（抜粋）

#### （委任する教育事務）

第1条 三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを除き、三次市教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

- (8) 社会教育委員、文化財保護委員その他附属機関の委員を委嘱し、又は任命すること。

上記「その他附属機関の委員」に三次市教育奨学金貸付審査会委員が該当し、教育委員会議の議決を得て、教育委員会が委員委嘱をする。